

(仮称)あわじ島まるごと食の拠点施設

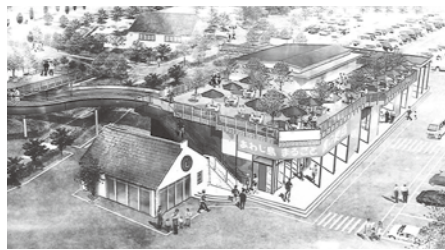


【お申込・お問い合わせ先】 農業振興部食の拠点事業推進室
電話:43-5025 FAX:43-5125

南あわじ市において生産される玉葱やレタス、乳製品、淡路ビーフなどの農産物、ふぐやはも、しらすなどの水産物は市場で高い評価を受け、農業・水産業は市の基幹産業としての地位を築いています。しかしながら、生産現場では高齢化、後継者不足など様々な課題が顕在化しており5年後、10年後に現在のような農業・水産業が営んでいけるのか楽観できない厳しい状況になりつつあります。今後、他産地との競争激化などが懸念される中において、栽培品目の多様化や高付加価値化なども視野に入れつつ、農業・水産業を続けていただけるような環境を整えていく必要があります。

そこで、淡路島内の農水産物を集めた直売所及び飲食施設、淡路島の「食・観光・住」の情報発信施設、体験農場及び管理施設、調理研修施設及び加工開発施設などの様々な施設を一体として「(仮称)あわじ島まるごと食の拠点施設」を淡路ファームパーク・イングランドの丘付近で計画を進めています。

その第一段階として、農水産物直売所及び飲食施設、情報発信施設を平成27年3月のオープンに向けて整備を進めています。



▲食の拠点施設直売所イメージ図

食の拠点施設直売所出荷者募集

【申込資格】

- ①淡路島内に在住している人
- ②淡路島内において農産物を生産している人、または自ら生産した農作物を使用した加工品を製造している人

【申込方法】

7月1日新聞折込の参加仮申込書に必要事項を記入のうえ、食の拠点事業推進室へ提出(FA X可)いただくか、説明会(右記)参加時に受付にお渡しください。仮申込書は市役所にもありますのでお問い合わせください。

【その他】

年会費、入会金、手数料、出荷マニュアル等につきましては、運営会社設立後に決定いたしますので、あらためて申込者の皆さんを対象に説明会を開催します。



【出荷希望者向け説明会】

- 日時** 7月29日(火)午後1時30分～
場所 三原公民館大ホール
内容 ①食の拠点施設整備進捗状況及び今後の進め方について
②講習会:「地域の活力を生み出す直売所に向けて」
講師:松原平昭氏(農林水産省選定「地産地消の仕事人」ようしょう会会長)
③今後における勉強会の開催について(南淡路農業改良普及センター)

功労者表彰 ～ 兵庫県功労者表彰 ～

県政の推進や地域活動、公共の福祉や産業振興などに功労のあった人たちに「兵庫県功労者表彰」が贈られます。2014年、南あわじ市では4人の人たちが県功労者として表彰されました。(順不同、敬称略)



〔自治功労〕

阿部 計一さん(阿万)

南淡町議会議員ならびに市議会議員として22年余にわたり在職し、町議会で2年間、市議会で1年間にわたり議長を務め、卓越したリーダーシップから円滑な議会運営に尽力されました。豊かな知識と経験に基づく練達な手腕とたゆまぬ郷土愛をもって、社会体育、教育、文化、福祉の向上などに大きく貢献されています。

〔地域活動功労〕

水島 富雄さん(松帆)

西淡文化団体連絡協議会会長として、また市文化団体連絡協議会会長として永きにわたり務められ、伝統文化・芸術の振興、地域文化の高揚発展に尽力されています。また平成25年6月からは淡路文化団体連絡協議会の会長、兵庫県芸術文化振興委員等に就任されるなど、島内外の文化芸術活動の推進にも尽力されています。

〔健康功労〕

高田 育明さん(洲本市)

高田医院を開設し、地域住民の疾病予防と治療に専念されているほか、多忙な日常診療のかたわら、南あわじ市医師会役員としてその職務に精励し、医師会活動即地域貢献が会員に浸透、それぞれの持ち場の遂行推進に尽力されています。また校医として健康衛生管理・健康教育に尽力し、学校保健の発展向上に貢献されています。

〔産業振興功労〕

西田 博さん(津井)

兵庫県陶器瓦工業組合の理事として3期6年間、兵庫県粘土瓦協同組合連合会の理事として1期2年間、また副理事長として1年5か月務められ、淡路瓦工業組合設立後は副理事長として8年間、淡路瓦業界の舵取り役の重責を担われました。特に瓦製造用の燃料価格の交渉窓口として、安定供給確保に尽力されました。

今月の納税

国民健康保険税……………【1期】

固定資産税……………【2期】

納期限 **7月31日(木)**

《納期内に忘れず納付しましょう》

◆簡単にコンビニで納付!

市税は、コンビニエンスストアで納付できます。平日に金融機関、市役所に行くことが難しい人など、曜日、時間を気にすることなく営業時間内であればいつでも納付できますので、お近くのコンビニエンスストアをご利用ください。

納付できる店舗は、納付書の裏面に記載されています。なお、バーコードが印字されていない納付書や、納期限が過ぎたものはコンビニエンスストアでは納付できませんので、市内等の金融機関、市役所窓口等で納付をお願いします。

事業主のみなさん、個人住民税の特別徴収していますか?

特別徴収とは、事業主(会社)が従業員の毎月の給与から個人住民税を天引きし、市町に納入いただくものです。

平成26年度の個人住民税は、平成26年6月分から平成27年5月分までの給与から12回に分けて事業所を通じて納めていただきます。

特別徴収のメリット

- ①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与と天引きになるので、従業員にとって1回当たりの納税額が少なくて済む。
- ②従業員が市役所窓口や金融機関等に向かう手間がなくなる。
- ③納付忘れを防ぐことができる。

従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度も利用できます。年の途中からでも普通徴収を特別徴収に切り替えることができますので、事業所を通じて申し出ください。

圖税務課☎43-5022、収税課☎43-5034

～ 新しい夢の『はじまり』を創るために ～

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を…

※お見積もりは無料です

松井開発運輸株式会社

検索

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078